

ビジネスチャレンジ補助金（空き店舗利活用事業）よくある質問

No.	質問	回答
1	申請者の住所(会社の場合は本社所在地)が市外でも対象となるか。	出店場所が湖西市内であれば対象となります。
2	オンライン販売を主としており、店舗営業は週に1～2日の予定。補助対象になるか。	対象外です。店舗において対面販売・サービス提供を週3日以上（1日あたり概ね3時間以上）行うことが要件です。営業日カレンダーなどを添付していただくことがあります。 ※EC販売やイベント出店のみは対象外です。
3	事業譲渡は対象となるか。	第三者（3親等以内の親族でない人）からの事業譲渡は対象となります。 3親等以内の親族間の承継で、営業実態が連続している場合は、単なる代替わりとみなし対象外です。親族間であっても営業実態が連続していない場合（一度閉店し空き店舗となった物件で新たな店を営業する場合）はご相談ください。
4	親族が所有する物件を活用して出店する場合は対象となるか。(例: 祖父母が昔住んでいた家をリノベーションして出店する)	親族が所有する物件（施設・土地）を活用する場合、賃借料は対象外となります。設備備品費・店舗改修費は対象となります。 また、出店日時点で人が居住する住宅の一部を改修して営業する場合は、空き店舗の活用ではないため対象外となります。
5	経費の支払いが分かる資料とは何か。	経費内訳が確認できる明細書および領収書を提出してください。銀行振り込み等で領収書が発行されない場合は、振り込んだことが確認できる通帳等の写しを提出してください。 クレジットカード払いの場合は、カード利用明細および口座引き落としが確認できる資料を提出してください。
6	設備備品費は、取得価格10万円以上のものが対象だが、設備の設置費用や運送費用も取得価格に含めて良いか。	はい。本体価格のほか、その設備を取得するために要した費用（設置費用や運送費用）も取得価格として計上できます。複数設備の合算はできません。
7	週3日以上営業が交付条件だが、補助金交付後に営業日数を減らした場合は？	原則として交付後1年間は、要件を満たす営業を継続する必要があります。要件を満たさなくなった場合は、補助金の返還を求められます。
8	移転は補助対象になるか。	市内から市内への移転は対象外です。既存店の営業を続けながら、新たなお店を出店する場合は対象です。また、市外からの移転であれば、対象となります。